

都市計画の断片化と不透明性

—今日における知の批判性とその困難—

植 田 剛 史

はじめに

近代社会の自己省察の学として成立した社会学は、ときとして、既存の社会のあり方を正当化する道具としても機能してきた。それゆえ社会学は、資本主義であれナショナリズムであれ、近代社会で作動するマクロな力学を対象化してその自明性を問い、オルタナティブな社会を構想する姿勢を自らに組み込もうとしてきた。そしてまた、自らが現実社会にコミットすることの効果や帰結自体を問うべき対象に含める再帰的な知として、拠って立つ価値やその政治性に自覚的であろうとしてきた。こうしたなかで、たとえば、社会学が扱う社会として暗黙のうちに前提とされてきたのが一国社会でしかなかったこと、あるいは西欧起源のパラダイムで地球上のあらゆる社会を説明し尽くそうとする欲望の暴力性などが、社会学の内外から批判され、これらとの応答のなかで、社会学は絶えずその存立基盤の再考をせまられてきた¹。

こうした意味での知の批判性は²、知の存在被拘束性のもつとで、どこまでそれを実現できてきたかはさておき、社会学に限らず人文・社会科学が自らのあり方として目指してきた

ところであろう。しかし今日、現実社会と対峙するなかでそれを実現することには、とりわけ大きな困難が伴っている。議論を先取りするならば、様々な対立構図が複雑化し、批判の対象が具体的文脈においてどのように顕現するのかが見通し難い現代社会では、何が知の批判性を担保し、いかなる位置に立つことが知の批判性の実現に資するのか、文脈に応じて見定めることは容易ではない。そして、こうした不透明性の間隙をぬって、その知が「役に立つ」ものであるのか否かが、知の評価尺度として急速に浸透し、それに従った知の一元的な序列化が進行しつつあるようにもみえる。こうした状況のもとにある現代社会において、知の批判性を実現するには何が必要か。

批判的であろうとする知が今日直面する困難と課題、そして、そこで求められる批判的な知のあり方を検討するうえで、本稿では、知が現実社会と対峙する具体的文脈として現代日本の都市に着目し、都市計画の専門知をとりあげる。

日本の大都市は現在、かつてない規模での都市空間再編を経験しつつある。たとえば2000年代の東京では、六本木ヒルズ、汐留シオサイト、丸ビル・新丸ビル、東京ミッドタウンなど名だたる大規模再開発が相次いだ。そして同時に、これらの著名な再開発の裏側では、メディアがとりあげることのない数多の再開発が、東京の風景を次々とぬり変えていった。こうした都市空間再編の勢いは2010年代に入ってさらに

加速し³、日本の大都市の風景は、林立する超高層建築物によって今も現在進行形で「上書き」されつつある。

社会の「動き」が先鋭的に現れる都市は、社会学がその創成期から社会を「発見」し続けてきたフィールドであり、都市を考えることとは、とりもなおさず社会を考えることであり続けてきた。都市計画における専門知のあり方は、都市を生み出す営みに対峙する知が直面する困難と課題を考えるうえで、さらには社会を築く営みに対峙する知が直面する困難と課題を考えるうえで、格好のフィールドでもある。以下では、まず、都市空間とその計画において知がいかなる意味をもち、そこにどのような論点の広がりがあるのかを確認したうえで（1・2節）、都市空間と都市計画の専門知の編成が近年いかに再編されてきたのかを確認する（3・4・5節）。そして、一連の再編が、都市空間のあり方に対峙する専門知の批判性にいかなる困難と課題をもたらしているのかを確認したうえで（6節）、そうした困難に対峙する批判的な知のあり方について考察を試みる。

1 都市空間のあり方を決定する力の所在

都市という空間では、様々な活動が展開され、人びとが織りなす社会もまたそこに存在する。その意味で、都市空間を構成する建築物や物的インフラストラクチュアの高密度な集積は、たしかに都市を生きる人びとにとっての活動の基盤と

してある。だがしかし、都市という空間は、都市を生きる人々がそのなかで活動を展開する「容器」のようなものとして、初めからそこにあるものではない。都市空間と社会との間には、より複雑な関係がとり結ばれている。

空間という存在について理論的研究を展開したH. Lefebvreは、空間と社会との間にある相互規定関係を、「空間の経験」・「空間の表象」・「表象の空間」の3元弁証法によって整理した（Lefebvre 1974=2001）。ここでいう「空間の経験」とは、人びとの日常的な実践によって社会構造が空間へと投影されていく局面を指し、「空間の表象」とは、空間について人々がつさまざまな知が空間の秩序を形作っていく局面を指し、そして「表象の空間」とは、所与の空間を生きる人々によって（再び）意味付与された空間が絶えず生み出されていく局面を指している。都市空間もまた、これらの局面において社会から規定され、また社会を規定するダイナミズムのなかにある。

このような空間と社会との多元的な関係を前提としたとき、都市空間を生み出し都市のあり方を決定する力の在り処は、どこに求めることができるだろうか。政治経済的な力学に着目する都市研究⁴では、都市を生み出す力は、これまで基本的に、その時代・その社会における支配的生産システムに求められてきた。すなわち、都市空間とは社会構造が空間に投影されたものであり、資本制を支配的生産システムと

する現代社会では、都市空間は資本制を支える物的条件に適合的なものとして形作られる (Castell 1977=1984)。しかも、そうした都市空間を生み出す「資本の第2次循環」は、過剰蓄積がもたらす危機を回避し、資本制を維持するために不可欠な回路として、資本循環の一部に組み込まれている (Harvey 1985=1991)。実際、現代の都市空間のほとんどは、空間の売却による収益の最大化を駆動力として生み出されていく⁵。そして、都市空間の用途やデザインもまた、その時代・その社会で最大の収益をもたらすものは何かという観点から決定される。支配的生産システムにより適合的なものがより多くの収益をもたらす構造のもとで空間が生産されることで、資本制により適合的な都市空間は再生産されることになる。

政治経済学的都市研究によるこうした説明は、都市を生み出す力の所在を概ね明らかにしてきた。政治経済学的都市研究が指摘するように、支配的な生産システム (資本制) は、たしかに最終審級として都市のあり方を規定する。しかしそれは、資本制が都市のあり方を完全決定⁶することを、かならずしも意味するわけではない。都市空間は、人間の諸活動があるがままに任せた結果として生まれるだけの空間ではない。都市空間は、何かしらの意図や狙い、思想や哲学に基づいた設計を貫徹させようとする人為のもとで生み出される空間でもある。

都市空間を他の空間一般から隔てるこうした特性をふまえるとき、都市のあり方を決定する力の所在を探るうえで、「空間の表象」という局面における空間と社会の相互規定の重要性が浮上する。本稿では、空間に関する知が空間の秩序を形作るさまざまな局面のなかでも、とりわけ都市空間の計画に着目して議論を進めていく。

2 都市計画における専門知と民主主義の問題

都市空間の形成を具体的なプロセスにおき直すと、それは、都市にさまざまな利害関係を持つ多様なアクターが都市の現実について認知し、都市に介入し、都市について決定する無数の行為が織り成す事態の集合としてある。そして、都市を計画することには、本来、「あるべき」都市の姿へと領導すべく、こうした都市空間の形成に介入していくあらゆる営みが含まれる。自身が都市プランナーでもある J. Friedmann は、都市計画や都市計画思想の系譜をたどるなかで、計画という行為の基礎を、「科学的・技術的知識を公共領域での行為へと結び付けていくこと」(Friedmann 1987: 48)に見出している。都市について認知し決定するプロセスへと結び付けられる科学的・技術的な知は、本来、都市計画にとっての枢要であり、都市空間のあり方を左右する契機となりうる。

では、この都市計画を基礎付けているのは、いかなる科学的・技術的な知であるのか。日本における都市空間の形成に

文脈を限定すると、都市計画に用いられてきた科学的・技術的な知とは、これまで基本的に、目的を実現するための最適解を導き出す知としての工学的な知であった⁷。都市計画に関する専門知とは、従来、もっぱら都市計画に関連する諸制度の運用に関する法律知識、あるいはハードとしての都市空間に関する工学的知識であるとみなされてきた。そして、とりわけ近年では、「快適」で「安全」な都市生活を求める者に対し、そのために必要なハードについての最適解を導き出す工学的な知は、都市空間の形態と都市のあり方を管理する知としてますます卓越的な位置を占めつつある⁸。

こうした都市計画に関する専門知は、これまで基本的には、(後に詳述するとおり) 政府によって独占的に保有され、運用されてきた。しかし、このことは、都市空間の形成における都市計画という決定の位相と、都市計画の専門知がもつ力とを見えにくいものにしてきた。たとえば政治経済学的都市研究では、都市計画は、資本制を維持するための国家による調整(介入)の一形態として扱われ、都市計画の専門知とされてきた工学的な知もまた、都市空間の行方を左右しうるものとしてではなく、都市を生み出す資本や国家の論理のエージェントとして位置づけられてきた。

都市計画をめぐる問題もまた、基本的には、専ら政府が都市計画を担うことを前提として、都市計画の専門知を独占する政府と、結果として生み出される都市空間に生きる市民と

の2項対立図式のもとに整理されてきた。そして、都市計画の専門知を独占する政府の論理と都市計画への参加を求める市民の論理との関係は、テクノクラシーと民主主義の相克として整理され、しばしば一方的に作り変えられる都市空間を前に、都市計画をより民主的な決定へと開く試みとして、都市計画をめぐる決定過程への市民参加が求められてきた。ここでは、都市に生きる市民が保有するローカルな知識もまた、都市空間を計画するうえである種の専門的な知識としての位置付けを持つ可能性が提起され、他方で、都市計画の専門知を保有する専門家には、自らの専門知をいかなる立場から用いるのかが鋭く問われてきた⁹。そしてまた、都市計画に関わる意思決定の過程で、準拠する知識の異なる専門家（テクノクラート）と市民（生活者）とが、それぞれの論理を徹底的に追及することの効果として、システム全体の潜在的なポテンシャルが引き出される対抗的相補性（梶田 1988）が発揮される可能性も説かれてきた。

こうした議論は、都市政策をめぐる研究において、また市民参加の途を開くための実践において、多くの成果をもたらしてきた。しかし、これまでに述べたように、都市計画の専門知が原理的には都市空間のあり方を左右する独自の位置を占めるのだとしたら、都市のあり方というきわめて公共的性格の強い決定過程と専門知との接続をめぐる問題を、それとして、改めて議論の俎上に乗せる必要があるだろう。

この課題について科学社会学は、専門家と市民（非専門家）との関係をめぐる問題、あるいは専門知と民主主義との関係をめぐる問題として、都市計画に限定されない幅広い領域を念頭に議論を蓄積してきた。とりわけ近年の科学社会学の文脈では、専門知と民主主義の問題をめぐる上記のような2項対立図式による整理と、その延長上にある市民参加をめぐる議論に対して、根本的な批判が投げかけられつつある(Collins 2011=2011；松本 2011)¹⁰。松本(2011)の整理にしたがえば、その批判の骨子は次の2点にある。

第1に、多くの科学知や技術知は、上記の2項対立図式のもとで想定されているほどには、それ自体として内部で完結しているものではないという批判である。都市計画の領域にひきつけて論じるならば、たとえば、ハードに関わる工学的知識のもとで何が最適解として導き出されるかは、その工学的知識の内部の論理でのみ決定されるのではなく、社会的要因との関連のなかで決定されるということである。そして、その工学的知識が都市空間をめぐる公共的な政策へと接続される際には、さらに多様な社会的要因との関係のなかで、何が最適解であるかが導き出されていくことになる¹¹。

第2に、仮に専門家と非専門家の保有する知の専門性の度合いの差が相対的なものでしかなく、(相対的な)非専門家もまた公共的な意思決定に関わりうるという事実命題が言えたとしても、そこから非専門家が関与すべきであるとの当為

命題を引き出すことはできないという批判である。ここには、科学知・技術知を必要とする公共的な意思決定過程に非専門家が参加した結果として、当の参加した非専門家が専門知の欠如によって不利益を被る可能性をどう考えるのかという問題提起も内包されているという。おそらく都市計画における意思決定においても、非専門家たる市民の参加がすべからく無条件に市民の利益に適うとは限らない。市民参加を追求すべき場合とそうでない場合とを分ける条件について、より細かく検討することの必要性が示唆されている。

現代社会は専門知に依拠せずしては成り立たず、「知の妥当性と社会的意思決定の内容と結果の責任はいわば三位一体であり、そう自覚されるかどうかにかかわらず、その関係は付いて回る」（松本 2011：18）。都市計画における専門知も例外ではない。都市空間の形態や都市のあり方の決定過程に、専門知をいかに接続するのが適切かという問いには、予め見通しの良い解答が与えられているわけではない。こうした問いについて考えるには、その前にまず、都市計画の専門知が用いられる文脈、すなわち都市計画や再編される都市空間それ自体についての現状に目を向ける必要がある。そして同時に、都市計画の専門知を誰がどのように保有しているのか（誰がどのような意味で都市計画の専門家であるのか）を、押さえておく必要がある。以下では、1980年代から2000年代にかけての東京の都市空間再編を念頭に、都市空間をめぐる統

治のあり方とそこに用いられる専門知の再編について確認していこう¹²。

3 都市開発のフロンティアの都心回帰

今日の都市計画のあり方やそこに用いられる専門知の検討へと進むまえに、まず、都市計画が対象とする都市空間の再編について、日本の都市の現状を確認しておこう。

日本における近代都市の拡大は20世紀初頭に遡る。しかし、多くの都市が今日のような人口規模となったのは、高度経済成長期における爆発的な都市化を経てからのことであった。この時期、都市に集積する膨大な人口の受け皿として、郊外では大規模なニュータウンの建設が相次ぎ、都市空間は都心から外側へと拡大の一途をたどる。しかし、公害問題の深刻化、環境問題への意識高揚、オイルショックによる景気低迷などが重なった1970年代以降、都市空間の外延の拡大は停滞するようになる。そして時期を同じくして、日本の産業構造もまた、徐々に転換を遂げていく。脱工業化、あるいはフォーディズムからフレキシブルな蓄積体制への移行に伴って、たとえばウォーターフロントの工業地帯や郊外の大規模団地に典型的にみられるような用途と機能が1：1で対応する空間編成¹³よりも、複合機能化したフレキシブルな空間編成が要請されるようになる（Harvey 1989=1999）。とりわけ1980年代になると、郊外での新都市開発から都心部にお

ける既成市街地の再開発へと開発の重心は本格的に移動し、都市空間再編のフロンティアは都心部へと回帰する（平山2006）。そしてこの頃から、林立する超高層建築物によって、都心部の風景は徐々に「上書き」されていく。

実際、東京における超高層建築物¹⁴は、バブル経済にあと押しされた1980年代に入って本格的に増えはじめ、たとえば200mクラスの超高層建築物が高密度に林立する西新宿の景色などが、この頃から姿を現わしはじめる。こうした超高層建築物の建設は、バブル経済の崩壊を経て1990年代半ばに一度減速するものの、1990年代後半になると再び加速し、2000年代に入ると、かつてない規模で爆発的な増加を示すようになる（各年に竣工した超高層建築物の総床面積を示した図1のヒストグラム）。脱工業化の進んだウォーターフロントやインナーシティーでは¹⁵、工場跡地や倉庫街などの用途転換が進められるなかで超高層建築物の建設が選択され、同時に、住・商・工の混在していた都心部の密集市街地においても¹⁶、再開発にあたってやはり超高層建築物の建設が選択され¹⁷（図2）、新たに生み出された都市空間は、ファッショナブルなネーミングとともに、きらびやかで洗練されたイメージを纏った街として売り出されていった。結果として、東京都内では2000年代の10年間だけで482棟の超高層建築物が竣工し、これによって約27km²にもおよぶ床面積が新たに供給さ

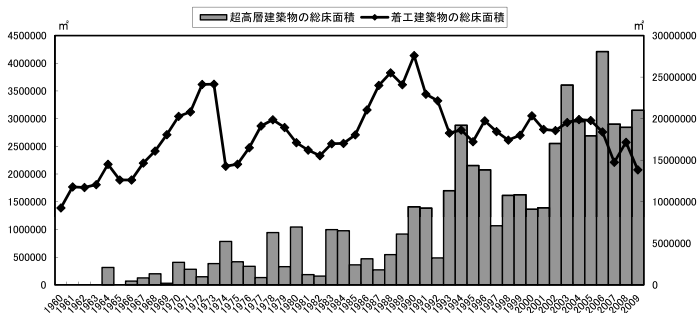


図1 東京都内における各年の着工建築物総床面積と超高層建築物総床面積

注: 東京都「建築統計年報」(各年版)より筆者作成。

ヒストグラム(左軸)は超高層建築物の総床面積、折れ線グラフ(右軸)は着工建築物の総床面積。

出典: 植田(2011a)32頁より引用。

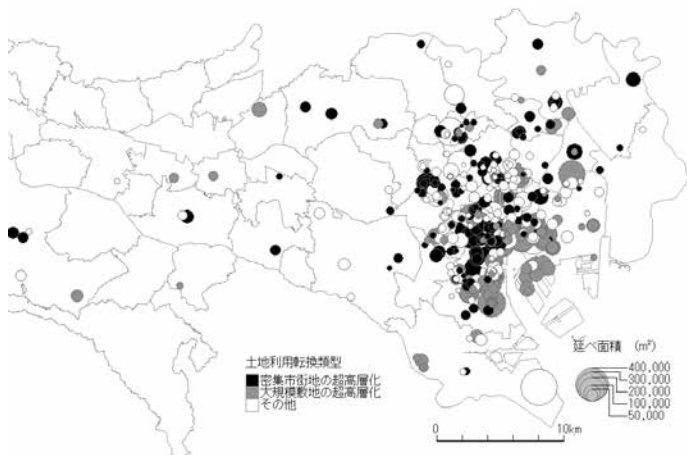


図2 2000年代東京に竣工した超高層建築物の空間分布(延べ面積・再開発類型別)

注: 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課「建築統計年報」(2008年版)および住宅地図(1988年~1990年版)の調査をもとに筆者作成。

出典: 植田(2011a)34頁より引用。

れた（植田 2011a）¹⁸。

ただしこの時期、東京という都市の「全体」において、都市空間の更新が進んでいたわけではないことについては注意を要する。東京都内で着工された建築物全体の床面積に着目すると、1990年代には横ばいが続き、2000年代後半以降ではむしろ下降する兆候さえみてとれる（図1の折れ線グラフ）。2000年代の東京で進んだ都市空間再編の特徴は、都市空間「全体」としての更新ペースが停滞するなかで、超高層建築物の建設を伴う局所的な都市空間の更新が進行したこの落差にこそある。2000年代東京の都市空間再編では、都市の「全体」というよりむしろ、ポテンシャルの高い立地にヒト・モノ・カネを選択的かつ集中的に投入する論理が前景化した¹⁹。そしてそこでは、グローバル化、脱工業化、あるいはフォーディズムからフレキシブルな蓄積体制への転換といったマクロな変動のもとで、継続的に資本をひきつけ、激化する都市空間競争を生き残るための都市空間が局所的に供給されてきた。

しかし、空間の売却による利潤の最大化を駆動力として都市空間が生産される資本制のもとでは、都市空間の高度利用を求める圧力は、これまでも常に存在してきたはずだった。にもかかわらず、2000年代になって、これほどの規模の都市空間再編が実現したのはなぜか。しかも、2000年代東京の都市空間再編は、質・量両面において紛争の契機を多く内包す

るにもかかわらず、それとは不釣り合いなほどに「円滑」に²⁰進んできたのはなぜか。こうした問題を検討するには、都市における開発行為を規制する都市計画の制度枠組みと、そこで都市空間に介入する政府の権力の作動とが、この時期にいかなる転換を遂げたのかを検討する必要がある。次節では、この点について述べていこう。

4 都市計画政策の転換と「距離を置いた統治」

日本における都市計画法の歴史は、1919年の都市計画法・市街地建築物法の制定に遡る。しかし、高度経済成長期に入ると、都心から郊外へと拡大を続ける都市空間を従来の法制度でコントロールすることの限界が明らかになってくる。こうした背景から、1968年にいわゆる新都市計画法が制定されると、都市計画地域を市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分制が設けられ、その実効性を担保するための開発許可制度が整備され、また加えて用途地域制における地域分類が細分化された（石田 2004）。一連の規制体系は、外側へと拡張を続ける都市空間の政策的コントロールを目指して設計されたもので、これが今日の都市計画においても制度的枠組みの基本形となっている。

1968年の新都市計画法の制定以来、日本における都市計画法は、それ自体としては、基本的には規制体系の精緻化へと向かっていく²¹。しかし1980年代になると、いわゆる「中曽

根民活」のもとで、通達や政令によって、あるいは特別法の制定によって、民間事業者の都市開発に関わる規制を緩和する数々の「例外」が設けられていく（末尾の付表の左列を参照）。そして2000年代になると、小泉内閣の進める都市再生政策によって、規制緩和は更に進行することになる（末尾の付表の左列を参照）。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、5月には都市再生本部が設置され、以降、会合が重ねられる²²。都市再生本部では、民間事業者による再開発事業は経済活性化の手段として位置づけられ、空港・港湾・道路など交通インフラの整備に向けた課題や、あるいはPFIをはじめとした民間資本の活用方策が検討されていく。そして都市再生本部は、さらに、民間事業者から再開発事業を募集すると同時に、その実現のためにはどのような制度整備が必要かについても要望を募集していく。2002年の都市再生特別措置法の制定は、こうして再開発事業を提案した民間事業者が事業の実現のために求めた諸制度に法的根拠を与えるものであった²³。

2000年代の東京で進行した都市空間再編の背後にある制度要因として、1980年代の「中曽根民活」のもとで進められた規制緩和に加えて、2000年代初頭からの都市再生政策による規制緩和の積み重ねがあることは、既に多くの論者によって指摘されてきた（たとえば、平山 2006；五十嵐・小川 2003）。しかし、1980年代以降の都市計画制度の展開は、

ただ規制緩和の進展のみによって特徴付けられるものではない。

たとえば、1980年代以降の都市計画制度には、規制緩和に加えて、以下2点の動向を看取できる（末尾の付表の中・右列を参照）。第1に、この時期には、市民を含む多様な民間アクターからの計画提案制度や、決定過程に市民を巻き込む参加制度が導入されてきた。実際この時期から、市民活動団体やNPO等による「まちづくり」活動が、住民や市民による自発的な都市空間への働きかけとして注目を浴びてきた（住民主体のまちづくり研究ネットワーク編 2009）。第2に、この時期には、都市計画行政における地方分権化もまた進められてきた（日本都市計画学会地方分権研究小委員会編 1999）。たとえば1998年の都市計画法改正では、都市計画決定における国の認可の縮小、都道府県から市町村への決定権限の委譲・拡大が定められた。また1999年の地方分権一括法の公布によって、地方自治体の都市計画行政は機関委任事務から自治事務へと位置付けが変更され、地方自治体の権限強化へ向けた制度整備が進められた。こうした地方分権化の実効性における限界は多くの論者から指摘されてはいるものの（たとえば石田 2004）、この時期、日本の都市計画制度は確かに地方自治体の権限を強化する方向に転じてきた。

一見すると規制緩和とは相反するもののようにみえる参加制度の導入と地方分権化は、しかし、日本で1980年代から

徐々に現れ1990年代後半以降に本格的に進展する新たな統治のあり方の一部として、整合的に理解することができる。1990年代後半以降の日本では、財政悪化による政府の政策領域の縮小を前提として社会構造自体を転換する必要性が説かれるようになる。そして、中央政府・地方政府を問わず、様々な政策領域において「小さな政府」への転換が構想され、実際、政府は様々な政策領域から選択的に撤退した。だが一連の改革は、これまで様々に規制を担ってきた政府の影響力を単純に低下させるものではなく、そこには、多様なアクターの自発的従属を誘導することによる「距離を置いた統治」の出現を見出せることが指摘されてきた（毎熊 2001；Miller and Rose 2008）。そして、様々なアクターの利害や自発性が「距離を置いた統治」へと動員され、結果として生産システムからの要請が社会の隅々にまで浸透し実現されていく一方で、それに対抗する術が失われていくことの問題が、新自由主義化を批判する多くの論者によって指摘されてきた²⁴。

「距離を置いた統治」への転換は、都市計画という領域における統治においても進展した。すなわち政府は、民間による開発事業の規制体系の運用と、公共施設やインフラストラクチャの供給を通して都市空間のあり方を直接的に統治する手法から選択的に撤退し、その一方で、規制緩和によって民間による再開発事業を誘導し、地方分権と参加制度の導入によって、都市計画に関わるコスト削減と正当性調達を同時

に実現することを試みるようになる²⁵。都市計画という領域においても、都市に関わるさまざまなアクターの自発的な行為の誘導によって、より間接的な形での統治の実現が目指されるようになる²⁶。2000年代東京の都市空間再編が、その規模や質と不釣り合いなほどに「円滑」に進んだ背景には、ただ規制緩和だけではなく、こうした統治のあり方自体の転換があったことを見逃してはならない。

5 都市計画における専門知の多様化と分有化

都市開発のフロンティアの都心回帰、そして都市空間をめぐる統治のあり方の転換のもとで、都市計画における専門知の内実も、また専門知をもって都市計画に関わる専門家も、大きく再編されてきた。以下では、日本における都市計画の専門知とその担い手の変遷をたどってみよう。

1919年の都市計画法・市街地建築物法の制定以来、1950年代前半に至るまで、日本において都市計画に関わる実務を実際に担ってきたのは、専ら官庁に属する技術官僚であった(石田 2004)。この時期、官庁の技術官僚は、法制度の運用から書類や図面の作成に至る一切の実務を担い、かれらの作成した図面が現実の都市空間において実現されていった(日本都市計画学会 2001)。

しかし既に確認したように、高度経済成長期に入ると、都市空間は都心から外側へと拡大を続け、郊外では大規模な団

地の開発が始まる。また同じ時期、東京や大阪では、オリンピックや万博の開催を契機として、大規模なインフラストラクチャの整備が進められる。こうして、計画の対象となる都市空間の拡大にともない、都市計画に関わる実務の量は劇的に増加していく。

高度経済成長期の都市開発の規模拡大は、ただ都市計画の業務量を増加させただけでなく、業務の質をも変化させていった。たとえば、住宅が大規模に集積する団地を開発する過程では、当該団地の内部や隣接地域の状況だけを条件として設計するのではなく、その団地が位置する市町村の全域や、さらに広い広域圏における中心地との関係などもふまえたうえで、現地調査を行い、必要なインフラストラクチャの規模等を算定し、それを設計して図面に反映する作業が必要となる（今野ほか 1998）。都市計画に関わる業務量の増加に加え、業務の内容自体が複雑化するなかで、それまで基本的には官庁の技術官僚によって独占されてきた都市計画の業務は、徐々に外部化されるようになっていく²⁷。こうしたなかで、設計業務が、測量会社や土木系コンサルタントなどへ、さらには大学の研究室や日本都市計画学会の会員などへと委託されるようになる（日本都市計画学会 2001）²⁸。こうした業務経験から得られる知識・技術の蓄積と、拡大する業務需要とを基盤として、都市計画を専門とする民間コンサルタント（以下、都市計画コンサルタント）が高度経済成長期を通

して設立されていくことになる（今野ほか 1998）²⁹。そして、1968年の新都市計画法による規制体系の精緻化によって「線引き」業務が増加し、また、1969年の都市再開発法によって土地の共同化による再開発が可能になったこととともなって権利調整に関わる業務が新たに発生すると、そうした業務を都市計画コンサルタントが引き受けるようになっていく（鴨居ほか 1998）。

都市空間をめぐる統治のあり方が転換する1980年代以降、民間事業者による再開発が都心部で活発化すると、都市計画にも新たな業務が生じ、また、その担い手はさらに多様化する。たとえば、土地所有の細分化した都心部の既成市街地の再開発においては、郊外で展開される新都市開発よりもはるかに多様なアクターが巻き込まれるようになり、そこではより複雑な利害の調整が必要になってくる。あるいは、民間による再開発事業では、それを採算のとれる事業として成立させることが求められるようになる³⁰。こうして、さらに複雑化する利害調整を都市計画コンサルタントが引き受けるようになり、同時に、税制や経営・マーケティングに関する専門家や法律家など、多様な分野の専門家が再開発事業の過程に携わるようになる。そこではまた、再開発の過程に関わる多様な専門家の間での調整も必要となり、それ自体が都市計画に関わる業務の一部となる。そしてこの時期、都市計画への参加制度の導入が進むと、たとえばワークショップなどの場

面で、行政・民間事業者・地権者間での利害調整や合意形成を行うためのコーディネーターやファシリテーターもまた、都市計画における新たな業務として浮上してくることになる。

都市計画の業務が増加と複雑化の一途をたどるなか、官庁から外部化される業務の受け皿となってきた都市計画コンサルタントは、1980年代以降もまた、新たに加わった業務の多くを引き受けていった。しかし、1980年代以降の新たな都市計画業務を担うようになったのは都市計画コンサルタントだけではない。たとえば再開発される空間の経営やマーケティングを担う経営コンサルタントや広告代理店、再開発の過程に積極的に関与する「まちづくり」NPOなど、都市計画の担い手は、さらに多様なアクターへと広がっていく。

以上にみてきた都市計画の専門知とその担い手の変遷は、次のように要約できる。第1に、都市計画に用いられる専門知は、ハードとしての都市空間（建築物やインフラストラクチュア）の設計に関わる知識、あるいは都市計画の法制度に関する知識から、都市空間に関わる多様なアクターの間での利害調整や、再開発事業の運営や経営など、よりソフトなものに関わる知識へと拡大してきた³¹。第2に、都市計画の専門知は、官庁の技術官僚に独占された状態から、多様なアクターによって分有されるものとなってきた。都市計画における専門知の担い手は、大学研究室や都市計画コンサルタントへ、さらには「まちづくり」NPOや、それまで都市計画に

は直接的には関わってこなかった経営コンサルタントや広告代理店にまで広がっていった。

6 都市計画の断片化と不透明性

ここまで、1980年代以降の日本において、都市空間再編のフロンティアが都心部へと回帰してきたこと、都市空間をめぐる統治のあり方が「距離をおいた統治」へと転換してきたこと、そして同時期に、都市計画の専門知の多様化と分有化が進んできたことを確認してきた。ハードとしての都市空間の設計に関わる工学的知識や法制度に関する知識に限定されていた都市計画の専門知は、よりソフトなものに関するさまざまな知識を含む多様なものへと広がり、それとともに、都市計画の専門知が多様なアクターに分有されるようになっていった。

都市空間と都市のあり方という、すぐれて公共的性質をもつ決定の過程に都市計画の専門知を結びつける経路は、たしかに、政府を介する一元的なものから、著しく多経的なものへと変化してきた。こうした一連の趨勢を、官庁の技術官僚に独占的に担われてきた都市計画の解放、あるいは都市計画の民主化と評価する向きもあるかもしれない。しかし、事態はそれほど単純ではない。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画は、もはや、特定のアクターが「あるべき」都市の姿を全体像として描き、

それを実現するための最適解を現実の都市空間へと適用すべく介入するような営みではありえない。「距離を置いた統治」のもので都市計画の特徴は、むしろ、都市空間の全体像を見渡して計画に携わることができるような位置どりが成立しないという点にこそある。政府も、民間事業者も、「まちづくり」NPOなどを通して再開発に関わる市民も、都市空間の全体を計画することができるわけではない。そこでは、「あるべき」都市の姿は個々の再開発事業の範囲において描かれ、それを実現するための最適解もまた、その事業の範囲で導き出される。個々の再開発事業の範囲において導き出された最適解を現実の都市空間において実現することを目指した行為の連なるなかで、結果的に、都市空間の全体は部分解の集積として生み出されていくことになる。

「距離を置いた統治」のもでの都市計画は、空間的な範囲において断片化しているのみならず、その工程においても断片化している。再開発事業の前提条件としての規制体系の設計から、利害関係者や各種専門家の間での調整、ハードの設計・施工とその事前調査、竣工後の運営に至るまでの各工程は、特定のアクターによって全て担われているのではなく、それぞれを管轄領域とする専門家なり事業者なりが担っている。現代の都市空間は、民間事業者が再開発事業を進める敷地の範囲内を対象とした計画において、多様な専門家が自らの管轄領域とする工程の範囲内で専門知を応用していく無数

の営みの連鎖のなかで、結果的に形作られる。「距離を置いた統治」のもとでの都市計画とは、このような形でしか成立しえない。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画の2重の断片化は、都市空間をめぐる専門知と民主主義についての問題の構図自体をより複雑なものにする。都市計画を専ら担う政府とそこから疎外される市民という構図のもとでは、力の不均衡の是正に向けて専門家がいかなる立場から自らの専門知を用いるべきかは、比較的見通しの良いものであった。しかし現在の都市計画において、こうした構図では事態を整理しきれないことを前提とすると、専門家がとるべき立場もまた、予め定まったものではなくなる。たとえば、再開発事業のある局面において、意思決定過程から疎外された地域住民の側に立って専門知を応用することができたとしても、その再開発プロジェクトの利害関係者をより広い範囲で考えた場合に、あるいは再開発事業の局面が移り変わった場合に、別の利害関係者を抑圧し、あるいは都市空間を生み出すマクロな力学に棹差す結果を導く可能性について、予め見通しを得ることは難しい。

加えて、都市計画の断片化と並行して都市計画の専門知の多様化・分有化が進んだことで、誰が都市計画の専門家であるのかも自明ではなくなりつつある。それ以前に、何が都市計画の専門知であるのかもまた、予め確定しているものでは

なく、知識の卓越性や管轄領域をめぐって都市計画に関わる多様な専門家同士がせめぎあうなかで決定されていく³²。こうした条件のもとでは、都市計画の専門家たる技術官僚（テクノクラート）とそれに相対する非専門家たる市民（生活者）という構図は成立し難く、それを前提とした対抗的相補性の実現を期待することもまた難しい。

既に確認したように、科学社会学では、専門知に基づくさまざまな判断や決定が専門知の論理の内部で完結しておらず、その過程には様々な社会的要因が入り込むことが指摘されてきた。都市計画において何が最適解であるかもまた、専門知の論理の内部だけではなく、クライアントとの関係など、さまざまな社会的要因との関連において決定されていく。とりわけ都市計画においては、何が都市計画の専門知であり誰が都市計画の専門家であるか自体が流動的であるため、専門知の決定不全性はさらに大きなものとなる。こうしたなかで、非専門家たる市民の参加を都市計画のいかなる場面でどのように追求すべきかをめぐる条件設定の問題も、よりいっそう複雑なものとなる。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画における「知の妥当性と社会的意思決定の内容と結果の責任」（松本 2011：18）の関係性は、ますます不透明性を増しつつある。こうした事態は、都市計画の専門知が専ら政府を介して都市空間へと応用されることを前提として組み立てられてきたこれまで

の問題構制に、改めて再考をせまっている。

おわりに

都市計画の専門知は、本来は都市空間のあり方を左右するうえで、相対的に自律的な契機となりうるはずのものであった。にもかかわらず、「距離を置いた統治」のもとで断片化し不透明性を増した都市計画のもと、都市空間はもっぱら部分解の集積として形作られ、結果として、現代の資本制の要請に適った都市空間ばかりが再生産されてきた。こうした事態に対峙するには、いかなる知が必要か。

都市計画という営みは、本来、大きく2種類の知を必要とする。そのひとつは、目的の実現に向けた最適解を導き出す工学的な知であり、ここまでに言及してきた都市計画の専門知の多くがこれに該当する。こうした工学的な知は、計画を現実の都市空間において実現させるうえで欠かすことのできないものであるが、しかし、その前提となる「あるべき」都市の姿自体を工学的な知から内在的に導き出すことはできない。都市計画の立脚点は、都市とそれを作るプロセスについてのあるべき姿（ユートピア）を所与の現実に対置する想像力にこそある（Mumford 1922=2000）。都市計画が、「あるべき」都市の姿へと現実の都市を近づけようとする不断の営みである以上、そこでは、所与の都市空間を相対化し、オルタナティブを構想する批判的な知が必ず求められる。

都市計画における批判的な知に求められるのは、ただ現実にある都市を相対化し可能性としてあり得る都市の姿を対置することだけではない。それは、都市空間や都市のあり方に専門知がいかに接続されているかを再帰的に問い、より正義にかなった都市空間の形作られ方に向けたオルタナティブを構想できる知でなければならない。価値を問い、自らの立ち位置の政治性を再帰的に問いつつ、現実の社会で作動するマクロな力学と対峙することを自らに課してきた人文・社会科学は、こうした課題に応えるための知を蓄積してきた³³。その意味で、都市計画が必要とする批判的な知にとって、人文・社会科学の知は欠かすことができない。

もちろん、人文・社会科学の知は、これまでも都市のあり方を批判的に考察してきた。だが多くの場合、その批判は工学的な知には届くことなく、両者の議論は断絶したまま、現在では工学的な知ばかりが都市空間の形態と都市のあり方を管理する知としてますます卓越的な位置を占めつつある。これを特定の要因に帰することはできないが、その一端は、ただ人間からなる社会のなかにのみ自らを位置づけてきた人文・社会科学が、工学的な知と同じ議論の平面に立ってこなかったことにもあるだろう。しかし、人文・社会科学が対峙し自らも置かれているところの現実の社会は、実のところ、人間の世界だけで完結してはいない³⁴。これまで人間と人間との間にのみあることを暗黙のうちに前提としてきた社会

を、ヒト・モノ・知識の織り成す集合 (Assemblage) へと拡張していくこと。都市空間の形態と都市のあり方を管理する知として工学的な知の規定力が増す現在だからこそ、そこに届く批判の言葉を獲得するためにも、人文・社会科学の射程を広げることが必要であろう。

工学的な知ばかりが専門知としてみなされてきた日本の都市計画を鑑みると、人文・社会科学の知を都市計画の専門知へと接続していくことの意義は、あらためて指摘されなければならない。だが、人文・社会科学の知を都市空間が形作られる過程へと接続する回路を、様々な工学的知識の場合と同様に、断片化された都市計画のそれぞれの局面における応用としてのみ構想しては、その批判的な知としてのポテンシャルは切り詰められてしまう³⁵。「距離を置いた統治」のもとで不透明性を増す都市計画に内在しながら、自らがそこにコミットすることの効果を再帰的に問うことの困難は、人文・社会科学の知においても例外ではない。たとえ、既存の都市空間に対置するオルタナティブを、断片化した都市計画におけるそれぞれの局面に首尾よく還元できたとしても、最終的に形作られる都市空間自体への効果は、なお限定的であろう。どころか、それがかえって、都市空間を生み出すマクロな力学的作用に無自覚なまま棹差す結果となる可能性は、工学的な知の場合と同様に、排除できない。

批判的な知たらんとする人文・社会科学の知が、都市計画

においてポテンシャルを発揮すしうるとすれば、むしろ、「距離をおいた統治」のもとでの都市計画の不透明性を、そこからできる限り距離を置いて明らかにし、工学的な知の担い手をも含む多様なアクターへと「見取り図」を示すことにおいてであろう。そして、ここで求められているのは、こうした一見「迂遠な」回路もまた、都市を形作る営みに専門知を接続するうえで欠かすことのできない回路として、社会のなかに位置づけを与えていくことである。今日問われているのは、批判的な知のあり方だけではない。知を批判的に用いることができるための社会のあり方もまた、問われている。

注

1 ほかに、社会学が前提としてきた社会が基本的には男性からなる社会でしかなかったことへのフェミニズムからの批判など、幾多の根本的批判と対峙するなかで、社会学は、理論的・方法的に彫琢されてきた。こうした応答を通して、制度化された知を内破していくダイナミズムのなかにこそ、社会学の「発展」は見出せる。

2 N. Brenner は、批判的都市理論のあり方を再考するなかでフランクフルト学派以降の批判理論を検討し、批判理論の批判性の支柱を次の3点、すなわち、道具的理性への批判、再帰性（自己反省性）、現実の相対化（現実にあるものと可能性としてあり得るものの区別の強調）として整理する（Brenner 2012）。本稿における知の批判性とは、こうした性質を兼ね備えた知のあり方を指すものとする。

3 とりわけ、2020年の東京オリンピック開催が決定して以降、オリンピック自体に直接関係しないものを含め、2020年前後を目標時期と定めた大規模

開発プロジェクトが矢継ぎ早に発表されつつある。そして、それらを「2020年に向けた東京の改造」としてフレーミングする言説もまた、大量に産み出されつつある。

4 ここでいう政治経済学的都市研究とは、L. Althusser をはじめとする構造主義的マルクス主義の論者から影響を受けつつ、資本制の矛盾が先鋭的に現れる場としての都市空間の分析を試みた新都市社会学をさし、その影響のもとで展開された日本における都市研究もそこに含む。

5 民間による開発プロジェクトの多くで超高層建築物の建設が選択されるのは、超高層建築物がもつシンボリックな意味のためだけでなく、限られた敷地面積から大量の床面積を供給できる超高層建築物が、収益の最大化をもとめる論理に適っていることにもよる。

6 ここでいう完全決定とは、初発の条件としての生産システムと、結果として生み出される都市空間とが1 : 1で完全に対応する状態のことを想定している。重層的決定（過剰決定）、過小決定、完全決定などに関する概念整理については、前川（1997）を参照。

7 都市計画の専門知が工学的な知に限定されがちな日本の状況は、都市計画の実践とそれに対する社会科学からの批判との相互作用のなかで都市計画のパラダイムが形成され、社会科学系を含む多様な知が都市計画の専門知に含まれてきた欧米の状況とは大きく異なる。こうした日本の状況の特殊性は、日本社会が圧縮された独特の近代化過程を辿ったことと無縁ではないと考えられるが、この点の検討は他日を期したい。

8 都市空間と都市における人々の生活を基礎付ける論理として、人間工学的な論理が前景化しつつあることに注目する議論として、たとえば東・北田（2007）を参照。人間工学的な論理の全面展開を不可避の趨勢とするか、人間工学自体もまた「共同幻想」と捉えるかという点で両者の立場は異なるが、いずれも、2000年代東京の都市空間再編のなかに人間工学的な論理が貫徹す

る趨勢を見出している。

9 たとえば、都市計画に関わる意思決定過程から疎外されてきた市民の側に立って専門知の応用を試みることを提唱したアドヴォケート・プランニング (Davidoff 1965) は、こうした問題への専門家の側からの答えの出し方のひとつであった。

10 ここで参照している科学社会学の研究成果とは、H. Collins と R. Evans による論文「科学論における第3の波」と、それが引き起こした論争のなかで彼らが展開した議論、およびそれをうけた日本国内の科学社会学における議論を指す。

11 松本 (2011) は、社会的な要因との関連のもとで科学知・技術知それ自体に生じる決定不全性 (科学の概念や言明が経験的な証拠とかならずしも 1:1 で対応していない状態) を第1種の決定不全性として、科学知・技術知が公共政策の立案・実施・評価といった過程に結び付けられていくときに生じる決定不全性を第2種の決定不全性として整理する (松本 2011: 9-12)。

12 ここで1980年代から2000年代を検討対象時期とするのは、この時期に東京をはじめとする日本の大都市が大きく変貌を遂げ、また、それを実現させた都市空間の統治の枠組みや専門知の配置が同時期に現れたと考えるためである。しかし、2011年の東日本大震災を経て、また2013年の2020年東京オリンピック開催決定を経て、都市空間の再編はさらに加速し、それをめぐる統治の枠組みもまた、新たな形へと再編されつつあるかにみえる。2010年代に進行しつつある統治枠組みの再編の検討については、他日を期したい。

13 用途と機能が1:1で対応するような、合理的に編成された都市空間は、近代都市計画が求めてきた「あるべき」都市空間のひとつの姿であった。しかし、こうした合理的な都市空間やそれを生み出す近代都市計画がもたらす不合理については、多くの批判がなされてきた。たとえば、Jacobs (1961=2010) や Sennett (1970=1975) はその古典的なものであり、以来、都市空

間の猥雑さは再評価されるようになる。近年の議論としては、Zukin (2009 = 2013) を参照。

14 本稿における超高層建築物とは、建築基準法の定める高さ60m以上の建築物を指す。

15 近代化・産業化にともなって、基本的には巨大な工業都市として拡大してきた東京は、都心から比較的近いエリアに多くの工場やそれに伴う物流拠点等を抱え込んできた。しかし、1990年代以降、産業構造の転換に伴う脱工業化やグローバル化に伴う製造拠点の海外移転によって、これらの施設が遊休化する。こうした遊休地の用途転換の計画は、バブル期から立てられていたものの、バブル経済崩壊後の経済不況のもとでは実行に移すことができず凍結されていた。しかし2000年代以降、土地利用の流動化を政策意図とする都市再生政策の追い風を受けて、こうした計画がたて続けに実行に移されるようになる。

16 バブル期に「地上げ」を経験した都心部の密集市街地の多くは、その後のバブル経済崩壊を経て、住・商・工の混在するエリアのなかに暫定的土地利用としての貸駐車場などが点在する「虫食い」状のままとなっていた。大規模な敷地を確保できる工場跡地などに留まらず、こうしたエリアでも土地利用の流動化が進み、超高層建築物の建設をともなう再開発が進行した点に、1990年代とは異なる2000年代東京の再開発の特徴がある（植田 2011b）。

17 1990年代にも多くの超高層建築物が建設されたが、その多くは、土地利用の転換を必ずしも伴うものではなかった。しかし、2000年代の超高層建築物の建設では、従前の土地利用にかかわらず超高層マンションが建設されるなど、空間形態の変化のみならず空間機能の転換を伴っていた点に、その特徴がある。詳しくは、植田（2011b）を参照。

18 たとえば、東京都港区の面積は約20km²であり、2000年代の10年間に東京で竣工した超高層建築物が供給した床面積は、これを大きく上回る。超高層

建築物の建設は、ただ都市の風景を「上書き」するだけではない。それは、それだけの活動空間を新たに埋め込むことによって、都市の内実をも「上書き」する。たとえば、2000年代の東京では、続々と建設される超高層マンションによって大量の住宅空間が都心に埋め込まれ、また、住宅とオフィスビルや商業施設を擁する複合的な都市空間が埋め込まれることで、東京という都市全体の空間構造もまた大きく変動してきた。

19 これは、国土の均衡ある発展を目指した「空間的ケインズ主義」から大都市を成長エンジンとして位置づけ集中的に投資する「都市圏立地政策」への転換（Brenner 2004；中澤 2012）が、大都市内部というスケールで表出したものとみることできる。

20 この点は、「地上げ」が社会問題化したバブル期の都市開発と好対照をなす。

21 とりわけ1992年の都市計画法の改正では、市町村都市計画マスタープラン制度が導入され、また用途地域が12種類へと細分化されるなど、より精緻な規制体系が設けられた。この法改正は、日本の都市計画史上においても画期的なものとして、高く評価されている（石田 2004）。

22 都市再生政策の前史は1990年代後半に遡る。1998年に小淵内閣のもとに設置された経済戦略会議は、翌1999年2月の最終答申「日本経済再生への戦略」のなかで都市再開発推進の制度・環境整備の必要性を説き、また1999年6月には経団連が『都市再生への提言』のなかで都心部の土地の高度利用化の必要性を唱えている。そして経済戦略会議の結果をうけて2000年2月に設置された都市再生推進懇談会は、2000年11月に「東京圏の都市再生に向けて——国際都市の魅力を高めるために」および「京阪神地域の都市再生に向けて——住みたい街・訪れたい街・働きたい街」を建設大臣へと提言している。

23 2002年の都市再生特別措置法は、民間による都市計画提案制度等の斬新な手法の導入が評価される一方で（小林 2008）、都市計画における地方分権

化に逆行する点、スピード重視のあまり利害調整が不十分となる点が問題として指摘され（石田 2004；平山 2006）、あるいは民間事業者による再開発自体に歯止めをかけられないことが批判されてきた（五十嵐・小川 2003）。

24 1990年代以降の日本の状況を前提とした議論として、たとえば酒井（2001）、渋谷（1999；2003）などを参照。

25 「距離を置いた統治」は、1990年代後半以降、「協働」・「連携」や「PPP」などのキーワードとともにさらに進行する。そして2000年代には、指定管理者制度の導入をはじめ、政府外の多様なアクターを巻き込む形で公共施設やインフラストラクチャを維持・整備する試みがさらに広がっていく。

26 こうした「距離をおいた統治」への転換は、都市という空間スケールでの計画のみならず、国土レベルの計画においてもみてとれる。1998年に制定された「国土のグランドデザイン——地域の自立の促進と美しい国土の創造」（いわゆる五全総）は、国家が計画主体となる従来の国土開発計画とは異なり、財政難のなかで政府の地域振興政策が後退せざるをえないという現実を容認し、様々な省庁による政策を網羅的に取り入れて調整したものへと変質していることが指摘されている（後藤 2011）。

27 都市計画の業務は、基本的には官庁の技術官僚に独占されてきたが、しかし、とりわけ大規模な団地の計画においては、外郭団体である日本住宅公団（1955年設立）の職員によっても担われてきた（日本住宅公団20年史刊行委員会 1981）。

28 たとえば、香里団地の計画作成過程には京都大学の西山卯三研究室が、常盤平団地や多摩平団地の設計には日本都市計画学会会員の秀島乾（秀島都市計画事務所）が、高蔵寺ニュータウンのマスタープランの作成には東京大学の高山英華研究室が携わっている（今野ほか 1998）。

29 大学研究室に属していた専門家が都市計画を専門とする都市計画コンサルタントを設立する契機のひとつは、1968年の学生運動後の大学での統制強

化によって、研究室に属しながら委託業務を実施することが難しくなったことであったという（鴨居ほか 1998；西多ほか 1998）。

30 とりわけバブル経済崩壊後の1990年代以降、民間による再開発事業において採算性はさらに重要視されるようになり、より確実に採算の取れる土地利用やテナント構成が追及されるようになる。

31 にもかかわらず、依然として工学的な知こそが都市計画の知識とみなされ、都市空間をめぐる最適解を導き出すうえで他の知よりも卓越的な位置を占め続けているとしたら、そうした事態がいかにして生じてきたかは、解き明かすべき課題である。今後の課題としたい。

32 日本においては、都市計画の業務について、業務独占を定める国家資格制度は設けられておらず、それゆえ都市計画に関わる専門家は、隣接領域の専門家や新たに参入する専門家との間で厳しい競争にさらされてきた（植田 2008；2010）。技術士法（1957年制定）の定める技術士資格は、資格試験の部門のひとつである「建設部門」のうちに「都市および地方計画」を擁しているが、これも業務独占ではなく名称独占にとどまる。

33 知の価値を測る尺度は本来多元的であるべきところ、それが「役に立つ」かどうか一元化される趨勢が強まる現在の状況のもとで、人文・社会系の知の価値を示すうえで「役に立つ」かどうかという尺度を敢えて持ち込む戦略の是非はさておき、この意味でたしかに、人文・社会科学の知は長期的なスパンで「役に立つ」といえる（吉見 2015）。

34 たとえば近年の都市研究のなかでも、B. Latour らの提起する Actor Network Theory を都市研究に応用することを試みる Assemblage 学派においては、都市（あるいは社会）を、ヒト・モノ・知識の織り成す集合（Assemblage）としてとらえ直すことが試みられている（Brenner et al. 2012）。

35 学知が政策形成にいかに関与できるかということの重要性や、その意義

を否定するものではない。しかし、人文・社会科学の知を現実の社会へと接続する回路をそれだけに絞り込むことは、これらの知が持つポテンシャルを大きく損なわせることになる。

参考文献

東浩紀・北田暁大, 2007, 『東京から考える——格差・郊外・ナショナリズム』
日本放送出版協会。

Brenner, N., 2004, *New State Space: Urban Governance and the Rescaling of Statehood*, Oxford: Oxford University Press.

Brenner, N., 2012, "What is Critical Urban Theory?" N. Brenner, P. Marcuse and M. Mayer eds., *Cities for People, Not for Profit: Critical Urban Theory and the Right to the City*, Abingdon: Routledge.

Brenner, N., D. J. Madden and D. Wachsmuth, 2012, "Assemblage, Actor-Networks and the Challenges of Critical Urban Theory," N. Brenner, P. Marcuse and M. Mayer eds., *Cities for People, Not for Profit: Critical Urban Theory and the Right to the City*, Abingdon: Routledge.

Castells, M., 1977, *La Question Urbaine*, Paris: Maspéro. (= 1984, 山田操訳『都市問題——科学的理論と分析』恒星社厚生閣。)

Collins, H. M., 2011, "The Third Wave of Science Studies: Development and Politics," *Japan Journal for Science, Technology and Society*, 20, 81-106. (= 2011, 和田慈訳「科学論の第三の波——その展開とポリテクス」『思想』1046, 岩波書店, 27-63。)

Collins, H. M. and R. Evans, 2002, "The Third Wave of Science Studies: Studies of Expertise and Experience," *Social Studies of Science*, 32 (2), 235-296.

Davidoff, P., 1965, "Advocacy and Pluralism in Planning," *Journal of the*

American Institute of Planners, 31 (4), 331-338.

Friedmann, J., 1987, *Planning in the Public Domain: From Knowledge to Action*, Princeton: Princeton University Press.

後藤邦夫, 2011, 「国土開発から国土形成へ——世紀転換期の国土政策の変容」
吉岡斉 (責任編集) 『新通史 日本の科学技術 第1巻』原書房: 124-134.

Jacobs, J., 1961. *The Death and Life of Great American Cities*, New York: Random House. (=2010, 山形浩生訳『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会.)

住民主体のまちづくり研究ネットワーク編, 2009, 『住民主体の都市計画——まちづくりへの役立て方』学芸出版社.

Harvey, D., 1985, *The Urbanization of Capital: Studies in the History and Theory of Capitalist Urbanization*, Baltimore and Oxford: The Johns Hopkins University Press and Basil Blackwell. (=1991, 水岡不二雄監訳『都市の資本論——都市空間形成の歴史と理論』青木書店.)

Harvey, D., 1989, *The Condition of Postmodernity*, Oxford: Basil Blackwell. (=1999, 吉原直樹監訳『ポストモダニティの条件』青木書店.)

平山洋介, 2006, 『東京の果てに』NTT出版.

五十嵐敬喜・小川明夫, 2003, 『都市再生を問う——建築無制限時代の到来』岩波書店.

五十嵐敬喜・野口和雄・萩原淳司, 2009, 『都市計画法改正——「土地総有」の提言』第一法規.

石田頼房, 2004, 『日本近現代都市計画の展開——1868-2003』自治体研究社.
住民主体のまちづくり研究ネットワーク編, 2009, 『住民主体の都市計画——まちづくりへの役立て方』学芸出版社.

梶田孝道, 1988, 『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.

- 鴨居昭雄・上野俊司・杉浦宇・長崎美代喜・恒村則之・高橋仁・泉耿介・大谷祥一・岩藤一樹, 1998, 「都市計画コンサルタントの誕生と足跡——その2. 総合コンサルタント」(座談会) 都市計画コンサルタント協会『都市計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コンサルタントのあゆみ』: 54-70.
- 小林重敬, 2008, 『都市計画はどう変わるか——マーケットとコミュニティの葛藤を超えて』学芸出版社
- 今野博・富安秀雄・川手昭二・加藤鎌一・矢嶋啓自・吉宗一哉, 1998, 「新都市開発(ニュータウン)開発の変遷と都市計画コンサルタントの誕生(座談会)」都市計画コンサルタント協会『都市計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コンサルタントのあゆみ』: 6-22.
- Lefebvre, H., 1968, *Le droit à la ville*, Paris: Anthropos. (=1969, 森本和夫訳『都市への権利』筑摩書房.)
- Lefebvre, H., 1974, *La Production de l'espace*, Paris: Anthropos. (=2001, 斉藤日出治訳『空間の生産』青木書店.)
- 前川真行, 1997, 「過剰決定から構造的因果性へ」『人文學報』80: 145-169.
- 每熊浩一, 2001, 「NPMのパラドックス?——『規制国家』現象と『触媒政府』の本質」日本行政学会『年報行政研究』36: 177-198.
- 松本三和夫, 2011, 「テクノサイエンス・リスクを回避するために考えてほしいこと——科学と社会の微妙な断面」『思想』1046: 6-26.
- Miller, P. and N. Rose, 2008, *Governing the Present: Administering Economic, Social and Personal Life*, Cambridge: Polity Press.
- Mumford, L., 1922. *The Story of Utopias*, New York: Boni & Liveright, Inc. (=2000, 関裕三郎訳『新版 ユートピアの系譜——理想の都市とは何か』新泉社.)

- 中澤秀雄, 2012, 「中央と地方——『均衡ある発展』という建前の崩壊」小
熊英二編『平成史』河出書房新社: 170-216.
- 日本住宅公団20年史刊行委員会, 1981, 『日本住宅公団史』日本住宅公団.
- 日本都市計画学会, 2001, 『都市計画——特集: 日本都市計画学会五十年史』
50(4).
- 日本都市計画学会地方分権研究小委員会編, 1999, 『都市計画の地方分権—
—まちづくりの実践』学芸出版社.
- 西多英治・土田旭・吉武祐一・荒川俊介・土井幸平・大熊善昌・熊沢雄一,
1998, 「都市計画コンサルタントの誕生とその足跡——その1. 都市計
画専門コンサルタント」(座談会) 都市計画コンサルタント協会『都市
計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コン
サルタントのあゆみ』: 37-53.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 渋谷望, 1999, 「〈参加〉への封じ込め——ネオリベリズムと主体化する権
力」『現代思想』27(5): 94-105.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベリズムの権力論』青土社.
- Sennett, R., 1970, *The Use of Disorder: Personal Identity and City Life*, New
York: Alfred A. Knopf. (=1975, 今田高俊訳) 『無秩序の活用——都市
コミュニティの理論』中央公論社.)
- 植田剛史, 2008, 「高度経済成長期における『都市計画コンサルタント』の形成」
日本都市社会学会『日本都市社会学会年報』26:153-168.
- 植田剛史, 2010, 「日本の都市計画における専門知識・技術の形成過程」, 科
学・技術と社会の会『年報 科学・技術・社会』19: 1-24.
- 植田剛史, 2011a, 「東京の超高層建築物にみる都市再生特別措置法の10年」,
日本地域開発センター『地域開発』562: 32-35.
- 植田剛史, 2011b, 「都市計画政策の『適合化』と『都市再生』政策——都

市空間の間接的コントロールの構想」町村敬志（研究代表者）編『評価
国家の構造と動態——「新しい介入主義」分析の構想』2009～2010年
度日本学術振興会科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書、
一橋大学：123-136.

植田剛史，2011c，「1980年代以降の日本における都市計画政策の展開——都
市空間の間接的コントロールへ向けた都市計画政策の「適合化」過程の
考察」関東社会学会第59回大会報告原稿。

吉見俊哉，2015，「『人文社会系は役に立たない』は本当か？——『通知』批
判から考える」『現代思想』43(17)：80-96.

Zukin, S., 2009, *Naked City: The Death and Life of Authentic Urban Places*,
Oxford: Oxford University Press. (=2013, 内田奈芳美・真野洋介訳『都
市はなぜ魂を失ったか——ジェイコブズ後のニューヨーク論』講談社.)

付記：

本稿は、2015年度愛知大学研究助成（助成種目：個人研究B、助成番号：
C-183、研究代表者：植田剛史）による研究成果の一部である。また、本稿
の3節には植田（2011a）の内容が、4節には植田（2011b）および植田（2011c）
の内容が、また5節には植田（2008）の2節および植田（2010）の2節の内
容が一部含まれる。いずれも本稿の論旨に合わせて大幅に改稿してある。

付表 都市計画関連法制度の主要な変化(1980年代～2000年代)

規制緩和	参加制度の導入	地方分権化
1980年	都市計画法の導入 → 一地区計画制度の導入	
1982年	都市計画法の導入 → 用途地域よりも詳細な土地利用、街路の計画化が可能に	
1983年	通達・集落等の開発許可緩和	
1984年	統合改正: 市街化調整区域の計開発申請緩和 修訂: 街区制度の改訂(街区間の容積率換算可能)	
1986年	民間事業者の能力活用による特定施設の新築の促進に関する臨時特別措置法 通達: 特定街区・高度利用地区・総合設計の適用に関する緩和	
1987年	民間再開発の促進に関する特別措置法	
1988年	都市再開発法・建築基準法改正 (=再開発地区計画導入)	
1990年	都市計画法・建築基準法改正 (=住宅地高度利用地区計画・用途別容積率地区計画・遊休土地転換促進地区制度)	
1991年	都市計画法・建築基準法改正 (=住宅地高度利用地区計画)	
1992年	通達: 生産緑地を市街化区域に不算入	
1994年	建築基準法改正 (=住宅地地下室を容積率算定から除外)	
1995年	特別容積率適用地区 (=空中樓の飛買制度)	
1996年	都市計画法・建築基準法改正 (=住宅系用途地域での道路斜線緩和等)	
1997年	通達: 市街化区域・市街化調整区域の認定・編入要件緩和	
1998年	都市計画法・建築基準法改正 (=共同住宅の共用部分を延床面積に不算入)	
1999年	都市再生特別措置法	
2002年	都市再生特別措置法 → 都市再生特別地区につき民間からの都市計画提案が可能に	
2004年	都市計画法・建築基準法改正 → 容積率・建蔽率緩和とミニユ一の増設ほか	
	都市計画法改正 → 都市計画決定における国の認可の縮小 → 一部市町村への法定権限の委譲・拡大	
	地方分権一法公布 (2000年施行) → 地方自治体の都市計画行政が機関委任事務から自治事務へ変更	
	都市計画法改正 → 都市計画決定における国の認可の縮小 → 一部市町村への法定権限の委譲・拡大	
	地方分権一法公布 (2000年施行) → 地方自治体の都市計画行政が機関委任事務から自治事務へ変更	
	都市再生特別措置法 → 都市再生特別地区につき民間からの都市計画提案が可能に	
	都市計画法改正: 法21条の2-5 (=都市計画提案制度の創設)	
	→ 地権者、まちづくりNPO、公益法人、委員等が定めらるる団体の申請による都市計画の策定・編入要件緩和	
	都市再開発法等の一部を改正する法律: 都市再開発法・都市再開発法・建築基準法改正 → 市街地再開発事業の施行に関する法律: 都市再開発法・都市再開発法(民間事業者が地権者の参加を得て設立)が追加	
	真善・線3法 → 京阪計画の提案に専断権を認める(NPO法人含む)	

注: 五十嵐ほか(2009)、石田(2004)、日本都市計画学会地方分権研究小委員会編(1999)を参照して筆者が作成。